

## 役員報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 蒼生福祉会（以下「当法人」という）定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事、以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (常勤役員等の報酬)

第2条 理事長以外の常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

- 2 理事長については、業務に応じた役員報酬を支給することとし、その報酬については、別表1に定める額とする。
- 3 役員に対して、各年度の総額を4,000,000円を超えない範囲とする。

### (非常勤役員等の報酬)

第3条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表第3に基づき報酬を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬等の支給については、毎月25日とする。但し、当日が土・日曜日に当たるときは、その日前で最も近い土・日曜日でない日に支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。

### (公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は平成29年6月13日より施行する。  
この規程は令和3年4月1日より施行する。

#### 別表第1 (理事長の報酬)

理事長は職員給与に加えて役員報酬を支給する。

役職	役員報酬額
理事長	月額 300,000 円

#### 別表第2 (非常勤役員等の報酬)

##### 1、理事

	日額
理事会への出席	8,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	8,000 円

##### 2、監事

監事監査等への出席	20,000 円
理事会等会議への出席	8,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	8,000 円

#### 別表第3 (非常勤役員等の旅費)

報酬 1 日	8,000 円
--------	---------